

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (同) 一
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 三
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 三
- 家畜伝染病の発生(二件) (畜産課) 三
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 四
- 土地収用法に基づく収用の手続開始 (用地課) 四
- 道路の区域変更 (道路課) 四
- 道路の供用開始 (同) 四
- 大川水系河川整備基本方針の変更の公表 (河川課) 五
- 指定確認検査機関の指定 (建築宅地課) 五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

ページ

自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 五

○個人情報保護条例に基づき実施機関が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)

公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

告 示

○宮城県告示第七百六十九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二〇〇三九六	放課後等デイサービスほたる 栗原市高清水新桂葉二百七十八番二	放課後等デイサービス	社会福祉法人豊明会	平成二十七年八月三日

○宮城県告示第七百七十号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五二六〇〇二四〇	幸ちゃん家 宮城県利府町しらか し台六丁目一番十	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人幸創	平成二十七年八月三十一日

○宮城県告示第七百七十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十七年七月十六日次の者を指定した。
平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
星野 智祥	総合診療科	医療法人社団やまと 宅診療所登米	登米市迫町佐沼下田中二十五番地
佐藤 衛	内 科	医療法人社団豊衛会	登米市豊里町横町五十九番一号
武蔵 美保	循環器科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
上田 詩文	腎臓・内分泌科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
大坂 英通	内 科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
檜 森 興	整形外科	公益社団法人地域医療振興協会 公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地
藤井 康伸	脳神経外科	医療法人華桜会 古川星陵病院	大崎市古川南町三丁目一―三―五
本郷 道夫	内 科	公益社団法人地域医療振興協会 公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地
佐々木高綱	耳鼻咽喉科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号

○宮城県告示第七百七十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。
平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
木村 修	消化器科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八番一号	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七番二十号

○宮城県告示第七百七十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。
平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

内山 美寧	内 科	国民健康保険川崎病院	柴田郡川崎町大字前川字北原二十三番一号	宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五番二号
渡部 高雄	外 科	大崎市民病院若山分院	大崎市岩出山字下川原町八十四番二十九号	国民健康保険川崎病院	柴田郡川崎町大字前川字北原二十三番一号

○宮城県告示第七百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
濱崎 貴廣	整形外科	大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五番一号
土門 利佳	内 科	公益財団法人宮城厚生協会 総合病院	塩竈市錦町十六番五号

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二二〇二二二	ダンライフ 石巻市前谷地字新下谷地百四十五番二	就労継続支援 A	株式会社ダダンライフ	平成二十七年八月一日
○四一〇二二〇二四九	石巻地域福祉事業所 ころ日和 石巻市大森字的場五十三番地五	就労移行支援 B 就労継続支援 B	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	平成二十七年八月一日
○四一〇七〇〇三九七	テラグラッッサ 名取市高館吉田字前沖七十五―十八	就労継続支援 B	株式会社ゼンシン	平成二十七年八月一日
○四一一二〇〇三二二	登米市社協南方福祉	就労継続支援 B	社会福祉法人	平成二十七年

〇四二二四〇〇二七七	特定非営利活動法人 ホーブルドワイ ド・ジャパン プ就労支援センタ みやぎ 巨理郡巨理町字五 日町二十二番地	型	登米市社会福 祉協議会	八月一日
〇四二二四〇〇二八五	ポラリス 巨理郡山元町高瀬 字合戦原七十二番 地六十四	就労継続支援 B 型	特定非営利活 動法人ポラリス	平成二十七年 八月一日

○宮城県告示第七七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第
四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四二二四〇〇二二〇	特定非営利活動法人 日本園芸療法士協会 東北支部ホープ就 労支援センター 巨理郡巨理町字五 日町二十二番地	廃止する指定障害 福祉サービスの種類	設置者名 特定非営利活 動法人日本園 芸療法士協会	廃止年月日 平成二十七年 七月三十一日
		就労継続支援 A 型		

○宮城県告示第七七十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり
実施する。

平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日 平成二十七年 九月十四日 同 九月十五日	実施区域 大郷町 大郷町 大郷町 大郷町 大郷町 大郷町	検査受付時間 午前十時から 午後二時三十分まで 午前十時から 午後二時三十分まで 午後二時から 午後三十分まで	実施の場所 大郷町開発センター 大郷町開発センター 大郷町開発センター 大郷町開発センター 大郷町開発センター 大郷町開発センター
--	--	---	---

同 九月十六日	大郷町全 域	午前十時から 正午まで	大郷町開発センター
------------	-----------	----------------	-----------

○宮城県告示第七七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家
畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ一ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 二頭

四 発生の場所又は区域

登米市

五 発生年月日

平成二十七年七月二十八日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第七七十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家
畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ一ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

角田市

五 発成年月日

平成二十七年七月三十日

六 患畜の取扱

法令殺

○宮城県告示第七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の五・四五の六七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

二1 解除予定保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の五・四五の六七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第七百八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月七日

一 収用の手続が開始される土地等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 起業者の名称 宮城県

2 事業の種類 一級河川名取川水系南貞山運河改修工事（左岸・名取市下増田字北原東地内、右岸・名取市下増田字台林地内から同市下増田字屋敷地内まで）

3 収用の手続が開始される土地 名取市下増田字北原東及び字台林地内

二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

名取市役所（土木課）

○宮城県告示第七百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 三九八号

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備 考
牡鹿郡女川町女川浜字内山二番二地先から	前 A	一六・五	三三三・三	三三三三・八	上記 A、B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一六・五	三三二・三	三三三三・八	
同郡同町鷲神浜字鷲神一八〇番一地先まで	前 A	一〇・五	三三二・三	三三三三・八	
	後 B	一〇・五	三三二・三	三三三三・八	

○宮城県告示第七百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町女川浜字内山二番二地先から同郡同町鷺神浜字鷺神一八〇番一地先まで	平成二十七年八月二十五日

○宮城県告示第七百八十三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、大川水系河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び気仙沼土木事務所においてこれを公表する。

平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条の二第一項及び第七条の二第一項の規定により、指定確認検査機関を次のとおり指定した。

平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称及び住所

一 仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

一般財団法人宮城県建築住宅センター

二 指定の区分

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条第一号から第十四号の二まで

三 業務区域

宮城県全域

四 確認検査の業務を行う事務所の所在地

（一）仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

（二）大崎市古川旭四丁目三番二十四号

五 指定年月日

平成二十七年七月三十一日

六 確認検査の業務の開始年月日

平成二十七年八月一日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ななほし薬局	栗原市若柳字川北中町十八	平成二十七年八月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十七年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
変更前 石巻医薬品センター薬局	石巻市水明北二丁目一―二十四
変更後 石巻医薬品センター薬局	石巻市大街道西二丁目一―二十三
変更前 船岡調剤薬局	柴田郡柴田町船岡中央三―三―三十二
変更後 船岡調剤薬局	柴田郡柴田町船岡中央三―四―三十一―三
変更前 医療法人社団玄成会達内科小児科	栗原市築館薬師四丁目三―三―三十
変更後 医療法人社団玄成会達内科	栗原市築館薬師四丁目三―三―三十

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第十五号

平成十六年宮城県教育委員会告示第十八号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月七日から施行する。
平成二十七年八月七日

宮 城 県 教 育 委 員 会

表県立高等学校入学者選抜の項の次に次のように加える。

県立中学校入学者選抜 適性検査	総合問題得点、作文得点 及び検査点合計	合格発表の翌日から 一月間	各県立中学校
--------------------	------------------------	------------------	--------

選挙管理委員会

○宮選挙告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
平成二十七年八月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(資金管理団体)
いしけん21の会
資金管理団体の届出をした者の氏名 石川 建治
資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員
報告年月日 27. 3. 30

1 収入総額 0
2 支出総額 0
遠藤久和後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名 遠藤 久和
資金管理団体の届出に係る公職の種類 七ヶ浜町議会議員
報告年月日 27. 3. 25

1 収入総額 0

2 支出総額 0

栗原市を考える会

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐々木栄一
資金管理団体の届出に係る公職の種類 栗原市議会議員
報告年月日 27. 3. 31

1 収入総額 4,975

前年繰越額 4,975

2 支出総額 0

甲田りょうじ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 甲田 涼司

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員

報告年月日 27. 2. 9

1 収入総額 0

2 支出総額 0

坂下康子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 坂下 康子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 27. 3. 27

1 収入総額 3,840,390

前年繰越額 3,840,390

2 支出総額 346,992

3 支出の内訳 346,992

政治活動費 346,992

機関紙誌の発行その他の事業費 346,992

その他の事業費 346,992

志子田よしあき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 志子田吉晃

資金管理団体の届出に係る公職の種類 塩竈市議会議員

報告年月日 27. 3. 31

1 収入総額 7,767

前年繰越額 7,767

報 告 書 公 報 宮 城 県

2	支出総額	0	とみた文志後援会		
	武田あきら後援会		資金管理団体の届出をした者の氏名	富田 文志	
	資金管理団体の届出に係る公職の種類		資金管理団体の届出に係る公職の種類	大崎市議会議員	
	報告年月日	27. 3. 30	報告年月日	27. 3. 30	
1	収入総額	815,575	1	収入総額	0
	前年繰越額	815,575	2	支出総額	0
2	支出総額	0		名取発宮城の会	
	地域社会研究会			資金管理団体の届出をした者の氏名	石川 利一
	資金管理団体の届出をした者の氏名			資金管理団体の届出に係る公職の種類	宮城県議会議員
	千葉 達			報告年月日	27. 3. 31
	宮城県議会議員		1	収入総額	200,056
	報告年月日	27. 3. 13		本年収入額	200,056
1	収入総額	1,112,118	2	支出総額	200,000
	前年繰越額	122,118	3	本年収入の内訳	
	本年収入額	990,000		寄附	200,000
2	支出総額	1,090,000		政治団体分	200,000
	本年収入の内訳			その他の収入	56
	寄附	990,000		一件十万円未満のもの	56
	個人分	840,000	4	支出の内訳	
	政治団体分	150,000		政治活動費	200,000
4	支出の内訳			寄附・交付金	200,000
	経常経費	1,090,000	5	寄附の内訳	
	人件費	600,000		〔政治団体分〕	
	光熱水費	240,000		自由民主党宮城県支部連合会	200,000
	備品・消耗品費	100,000		(その他の政治団体)	
	事務所費	150,000		あいざわ久義後援会	
5	寄附の内訳			報告年月日	27. 3. 31
	〔個人分〕		1	収入総額	0
	千葉 達	840,000	2	支出総額	0
	〔政治団体分〕			阿部かほる後援会	
	自由民主党宮城県支部連合会	150,000		報告年月日	27. 2. 24
	仙台市青葉区				

1 収入総額	0	2 支出総額	158,174
2 支出総額	0	3 本年収入の内訳	
阿部久一後援会		個人の党費・会費	(5人) 30,000
報告年月日 27. 3. 4		その他の収入	70,033
1 収入総額	0	一件十万円未満のもの	70,033
2 支出総額	0	4 支出の内訳	
阿部均後援会		政治活動費	158,174
報告年月日 27. 3. 17		組織活動費	158,174
1 収入総額	0	伊藤ひとし後援会	
2 支出総額	0	報告年月日 27. 3. 4	
阿部まさはる後援会		1 収入総額	0
報告年月日 27. 3. 30		2 支出総額	0
1 収入総額	0	伊藤康志三本木後援会	
2 支出総額	0	報告年月日 27. 3. 31	
石川けんじ後援会		1 収入総額	0
報告年月日 27. 3. 30		2 支出総額	0
1 収入総額	402,857	岩淵正宏後援会	
2 支出総額	283,857	報告年月日 27. 3. 31	
前年繰越額	119,000	1 収入総額	0
本年収入額	119,000	2 支出総額	0
3 本年収入の内訳		うみかわ正則後援会	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	119,000	報告年月日 27. 2. 27	
市政報告と新春の集い	119,000	1 収入総額	0
4 支出の内訳		2 支出総額	0
政治活動費	128,013	柳原かつひこ後援会	
組織活動費	128,013	報告年月日 27. 3. 24	
五日会		1 収入総額	1,500,263
報告年月日 27. 3. 30		前年繰越額	263
1 収入総額	304,406	本年収入額	1,500,000
前年繰越額	204,373	2 支出総額	1,500,000
本年収入額	100,033	3 本年収入の内訳	

寄附	1,500,000	前年繰越額	80,000
個人分	1,500,000	2 支出総額	0
4 支出の内訳		奥山浩幸後援会	
政治活動費	1,500,000	報告年月日 27. 2. 17	
その他の経費	1,500,000	1 収入総額	0
5 寄附の内訳		2 支出総額	0
〔個人分〕		活力仙台	
梅原 克彦	1,500,000	報告年月日 27. 3. 24	
大泉治後援会		1 収入総額	340,806
報告年月日 27. 3. 20		前年繰越額	340,790
1 収入総額	0	本年収入額	16
2 支出総額	0	2 支出総額	0
大沼かつみ後援会		3 本年収入の内訳	
報告年月日 27. 3. 3		その他の収入	16
1 収入総額	0	一件十万円未満のもの	16
2 支出総額	0	加藤宗郎後援会	
大沼大名後援会		報告年月日 27. 2. 20	
報告年月日 27. 3. 25		1 収入総額	0
1 収入総額	0	2 支出総額	0
2 支出総額	0	議会へ女性を送る会	
大橋昭太郎後援会		報告年月日 27. 3. 26	
報告年月日 27. 3. 2		1 収入総額	33,675
1 収入総額	0	前年繰越額	33,675
2 支出総額	0	2 支出総額	0
尾形としじ(俊治)後援会		菊地たかよし後援会	
報告年月日 27. 2. 20		報告年月日 27. 3. 30	
1 収入総額	0	1 収入総額	1,014,258
2 支出総額	0	前年繰越額	114,258
小川むねひさ寿助会		本年収入額	900,000
報告年月日 27. 2. 23		2 支出総額	972,635
1 収入総額	80,000	3 本年収入の内訳	

寄附	900,000	2 支出総額	0
個人分	750,000	熊谷昌崇後援会	
政治団体分	150,000	報告年月日 27. 2. 25	
4 支出の内訳		1 収入総額	0
経常経費	290,405	2 支出総額	0
光熱水費	49,934	小湊毅後援会	
備品・消耗品費	156,606	報告年月日 27. 3. 18	
事務所費	83,865	1 収入総額	17,051
政治活動費	682,230	前年繰越額	17,051
組織活動費	175,630	2 支出総額	0
機関紙誌の発行その他の事業費	506,600	近藤孝後援会	
宣伝事業費	35,500	報告年月日 27. 3. 13	
政治資金パーティー開催事業費	471,100	1 収入総額	382,200
5 寄附の内訳		本年収入額	382,200
〔個人分〕		2 支出総額	382,200
菊地 崇良	750,000	3 本年収入の内訳	
〔政治団体分〕		寄附	382,200
自由民主党仙台市区連合会	150,000	個人分	382,200
木村征郎を励ます会		4 支出の内訳	
報告年月日 27. 2. 10		政治活動費	382,200
1 収入総額	3,709	機関紙誌の発行その他の事業費	382,200
前年繰越額	3,709	宣伝事業費	382,200
2 支出総額	0	5 寄附の内訳	
木村哲夫後援会		〔個人分〕	
報告年月日 27. 2. 24		近藤 孝	382,200
1 収入総額	7,941	佐久間克明後援会	
前年繰越額	7,941	報告年月日 27. 3. 3	
2 支出総額	0	1 収入総額	0
熊谷のりお後援会		2 支出総額	0
報告年月日 27. 3. 19		佐々木栄一後援会	
1 収入総額	0	報告年月日 27. 3. 31	

1	収入総額	195,157		しづや秀夫後援会	
	前年繰越額	39,157		報告年月日 27. 3. 18	
	本年収入額	156,000		1 収入総額	11,000
2	支出総額	157,790		前年繰越額	11,000
3	本年収入の内訳			2 支出総額	0
	個人の党費・会費	(78人) 156,000		菅原清喜後援会	
4	支出の内訳			報告年月日 27. 3. 30	
	政治活動費	157,790		1 収入総額	0
	組織活動費	117,790		2 支出総額	0
	選挙関係費	40,000		菅原ただし後援会	
	佐々木春樹後援会			報告年月日 27. 2. 6	
	報告年月日 27. 3. 19			1 収入総額	36,243
	1 収入総額	0		前年繰越額	36,243
	2 支出総額	0		2 支出総額	0
	佐藤和好後援会			鈴木高登後援会	
	報告年月日 27. 3. 25			報告年月日 27. 2. 20	
	1 収入総額	390,021		1 収入総額	0
	前年繰越額	390,021		2 支出総額	0
	2 支出総額	0		鈴木ひでまさ後援会	
	佐藤謙英後援会			報告年月日 27. 3. 24	
	報告年月日 27. 2. 26			1 収入総額	530
	1 収入総額	0		前年繰越額	530
	2 支出総額	0		2 支出総額	0
	佐藤まさる後援会			制野敬一後援会	
	報告年月日 27. 3. 25			報告年月日 27. 3. 30	
	1 収入総額	0		1 収入総額	259,098
	2 支出総額	0		前年繰越額	259,056
	榛名取の明日を拓く市民会議			本年収入額	42
	報告年月日 27. 3. 30			2 支出総額	0
	1 収入総額	0		3 本年収入の内訳	
	2 支出総額	0		その他の収入	42

一件十万円未満のもの	42		
高橋そうすけ後援会			
報告年月日 27. 3. 17			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
高橋理茂後援会			
報告年月日 27. 3. 31			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
千葉とおる後援会			
報告年月日 27. 3. 13			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
登米市政を考える会			
報告年月日 27. 3. 4			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
濁沼一孝後援会			
報告年月日 27. 3. 4			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
馬場久雄後援会			
報告年月日 27. 3. 26			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
早坂ただゆき後援会			
報告年月日 27. 2. 20			
1 収入総額	102,900		
本年収入額	102,900		
2 支出総額	102,900		
3 本年収入の内訳			
寄附		102,900	
個人分		102,900	
4 支出の内訳			
政治活動費		102,900	
機関紙誌の発行その他の事業費		102,900	
伝事業費		102,900	
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
早坂 忠幸		102,900	加美郡加美町
半沢敏美後援会			
報告年月日 27. 3. 24			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
平間知一後援会			
報告年月日 27. 3. 20			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
本田敏昭後援会			
報告年月日 27. 3. 6			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
三浦清人後援会			
報告年月日 27. 3. 24			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
水戸よしひろ後援会			
報告年月日 27. 1. 6			
1 収入総額	221,736		
前年繰越額	126,736		
本年収入額	95,000		
2 支出総額	106,533		

3 本年収入の内訳	(64人)	32,000	個人の党費・会費	(20人)	10,000
個人の党費・会費			その他の収入		7
寄附	63,000		一件十万円未満のもの		7
個人分	63,000		4 支出の内訳		
4 支出の内訳			政治活動費		9,853
政治活動費	106,533		組織活動費		9,853
組織活動費	94,155		やしろ美香応援団		
その他の経費	12,378		報告年月日 27. 3. 13		
5 寄附の内訳			1 収入総額		750,000
〔個人分〕			本年収入額		750,000
年間五万円以下のもの	63,000		2 支出総額		740,783
宮城の会			3 本年収入の内訳		
報告年月日 27. 3. 6			寄附		750,000
1 収入総額	4,138		個人分		400,000
前年繰越額	4,138		政治団体分		350,000
2 支出総額	0		4 支出の内訳		
村上のぼる後援会			経常経費		740,783
報告年月日 27. 3. 2			光熱水費		41,483
1 収入総額	0		事務所費		699,300
2 支出総額	0		5 寄附の内訳		
村上ひさと後援会			〔個人分〕		
報告年月日 27. 3. 30			屋代 美香		400,000 仙台市青葉区
1 収入総額	0		〔政治団体分〕		
2 支出総額	0		自由民主党仙台市市区支部連合会		250,000 仙台市青葉区
村松秀雄後援会			自由民主党青葉区支部		100,000 仙台市青葉区
報告年月日 27. 3. 31			やつむつお後援会		
1 収入総額	24,060		報告年月日 27. 1. 30		
前年繰越額	14,053		1 収入総額		33,848
本年収入額	10,007		前年繰越額		33,839
2 支出総額	9,853		本年収入額		9
3 本年収入の内訳			2 支出総額		0

3 本年収入の内訳 その他の収入 一件十万円未満のもの	9
渡辺公一後援会 報告年月日 27. 2. 9	
1 収入総額 前年繰越額	51,816
2 支出総額	51,816
3 支出の内訳 経常経費	51,816
備品・消耗品費	51,816
渡辺ひろふみを支える会 報告年月日 27. 3. 20	
1 収入総額 本年収入額	200,000
2 支出総額	200,000
3 本年収入の内訳 寄附	0
個人分	200,000
4 寄附の内訳 〔個人分〕	200,000
桜井 充	200,000 仙台市青葉区

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第10号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年8月7日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

警察署の下部機構に関する規則

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則 (昭和29年宮城県公安委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

別表第2 気仙沼警察署の項中

「唐桑駐在所 気仙沼市唐桑町馬場1番地19	を
「唐桑駐在所 気仙沼市唐桑町明戸215番地1	に、
「大谷駐在所 気仙沼市本吉町大谷305番地	を
「大谷駐在所 気仙沼市本吉町寺谷21番地11	に改める。

附 則

この規則は、平成27年8月10日から施行する。